

決議第2号

ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議

湯河原町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり決議案を提出します。

令和4年3月14日提出

湯河原町議会議長 村瀬 公大 様

提出者	湯河原町議会議員	室 伏 重 孝
賛成者	同	松 井 一 寿
	同	山 本 俊 明
	同	土 屋 誠 一

(提案理由)

本年2月24日から開始されたロシアによるウクライナへの軍事侵略は、国際社会の平和と秩序及び安全を脅かすものであります。

このような軍事侵略は、いずれの国、地域においても断じてあってはならないことでもあります。

よって、本町議会はロシアによるウクライナへの軍事的侵略を厳しく非難するとともに、ウクライナ及び周辺各国の平和と安定を強く望むため、本決議案を提出するものであります。

ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議

本年2月24日から開始されたロシアによるウクライナへの軍事侵略は、国際社会の平和と秩序及び安全を脅かすものであります。

このような軍事侵略は、いずれの国や地域においても断じてあってはならないことであります。

連日報道される多くの人々の尊い生命と平和な暮らしが理不尽に奪われる惨劇は、断じて看過できません。

本町議会では、世界平和の実現を願って昭和60年に「湯河原町非核兵器宣言」を、令和3年6月に「核兵器禁止条約の参加、調印、批准を求める意見書」を議決しており、ロシアによるウクライナへの軍事侵略は、そのような町民の願いに反するものであります。

よって、本町議会は、ロシアによるウクライナへの軍事侵略を厳しく非難するとともに、ウクライナ及び周辺各国の平和と安定を強く望み、問題の早期解決を望むものであります。

以上のとおり決議する。

令和4年3月14日

湯河原町議会